

公益認定等に関する審査基準等について（案）

令和7年4月1日
神奈川県

- 1 ~~「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」~~
~~（平成18年法律第49号）~~ ~~（以下「認定法」という。）~~ 第4条
及び第11条のに規定する認定並びに第25条の認可並びに「一
般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人
及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法
律の整備等に関する法律」 ~~（平成18年法律第50号）~~ ~~（以下~~
~~「整備法」という。）~~ 第125条のに規定する認可に当たって
は、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイド
ライン）」（平成20年4月11日 ~~（令和6年12月改訂）~~ ~~内閣府~~
~~公益認定等委員会策定・内閣府大臣官房公益法人行政担当~~
~~室）~~を行政手続法 ~~（平成5年法律第88号）~~ 第2条第8号ロの
審査基準 ~~（以下「審査基準」という。）~~ とするとして扱う。
- 2 ~~整備法第44条に規定する認定及び同法第45条に規定する認~~
~~可に当たっては、上記の審査基準のほか、「移行認定又は移~~
~~行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特~~
~~に留意すべき事項について」（平成20年10月10日内閣府公益~~
~~認定等委員会）を審査基準として扱う。~~